

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
…(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…三
- 生活保護法による介護機関の指定……………
…(福祉保健局生活福祉部保護課)…四
- 特定非営利活動法人の認定……………
…(生活文化局都民生活部管理法人課)…七
- 開発行為に関する工事完了……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…七
- 毒物劇物取扱者試験の実施……………
…(福祉保健局健康安全全部業務課)…七
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………
…(産業労働局商工部地域産業振興課)…八

告示

●東京都告示第七百五号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

平成三十一年四月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長
金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十一年三月二十八日	国立市東四丁目六番二、同番三、同番三十一及び同番五並びに同番五十三	延長 二・一一二 幅員 四・〇〇

丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

●東京都告示第七百六号
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月二十四日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区六町四

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- //// 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、足立区六町四丁目10番4の最北端とする。

【格子の回転角度 (4度49分39秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区豊洲六丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物